

## 登記事項・関係書類一覧

登記事項	関係書類	根拠法令
学校法人の設立 ※1	①登記事項証明書	組令 2、私 26
法人の目的及び業務の変更、 法人の名称の変更 ※1	①登記事項証明書	組令 3
法人の事務所の移転 ※1	①登記事項証明書	組令 3
資産総額の変更 ※2	①決算に関する理事会及び評議員会の 決議録（写） ※3 ②新財産目録 ③登記事項証明書	組令 3-3
代表権を有する者の氏名、住 所及び資格 ※4	①登記事項証明書	組令 3
代表権の範囲又は制限に関す る定めの変更 ※1	①登記事項証明書	組令 3
設置する学校の名称の 変更 ※5	①登記事項証明書	組令 3
代表者の職務の執行停止	①登記事項証明書	組令 5
解散 ※6	①登記事項証明書 ②解散の事由を証する書面	組令 7、19
合併 ※7	①登記事項証明書	組令 8、私 131
精算結了	①登記事項証明書 ②精算が結了したことを証する書面	組令 10、23

- ※1 事前に寄附行為変更認可申請が必要。
- ※2 毎事業年度終了後3か月以内に登記をして、届け出ること。
- ※3 理事長が原本証明を行ったもの。
- ※4 この場合、役員等変更届（様式7）のみ提出すること。
- ※5 事前に寄附行為変更届が必要。（設置、廃止を伴わない場合）
- ※6 事前に解散認可申請が必要。
- ※7 合併により、関係する法人はそれぞれ次の手続きをとること。
- ・合併後存続する法人…寄附行為変更認可申請、変更登記
  - ・合併により消滅する学校法人…解散認可申請、解散登記
  - ・合併により設立した学校法人…寄附行為認可申請、設立登記

（注1）園則の変更を伴う場合は、「園則変更届（私立幼稚園 申請・届出様式集（様式7）」を提出してください。